

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年3月6日 07時35分ごろ
発生場所	熊本県天草市横島北方沖 天草港棚底曙防波堤灯台から真方位182°1,400m付近 (概位 北緯32°23.6′ 東経130°20.6′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年3月13日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.4m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約6～7m/s（最大瞬間風速 約12.9m/s）、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約 16℃ 天草地方全域には、3月5日14時21分に強風及び波浪注意報が 発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、平成30年3月6日07時20分ごろ、釣りの目的で横島北方沖の釣り場に向けて熊本県上天草市大道漁港赤崎地区を出発した。 本船は、目的の釣り場に到着して船首を西方に向け、操縦者が、右舷側からパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入したものの、波による危険を感じて帰港することとし、シーアンカーを回収していたところ、右舷正横に波高約1mの波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆した。 操縦者は、海上に投げ出されたが、本船の船底にはい上がって携帯電話で118番通報を行い、来援した漁船に救助された。 本船は、操縦者を救助した漁船に搭載されて大道漁港に運ばれた。 操縦者は、救命胴衣を着用していた。 操縦者は、出発前の07時00分ごろ、携帯電話で気象情報を入手していたが、強風及び波浪注意報が発表されていることを知らなかった。 操縦者は、出発前に波が高いことが分かっていたので、無理して出発しなければよかったと本事故後に思った。

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、天草地方全域に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、横島北方沖で漂泊中、右舷正横に波高約1mの波を受けたことから、右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、天草地方全域に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、横島北方沖で漂泊中、右舷正横に波高約1mの波を受けたため、右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートは波の影響を受けやすいので、波が高い場合には、出港を控えること。</li> <li>・気象情報を入手する際は、警報及び注意報の発表状況等も確認すること。</li> </ul>